

# コスメディ製薬 株式会社

<http://cosmed-pharm.co.jp/>

<b>所在地</b>	京都府京都市南区東九条河西町32番地	<b>TEL&amp;FAX</b>	075-950-1510	075-950-1512			
<b>代表者</b>	代表取締役 神山 文男	<b>創年月日</b>	2001年5月	<b>資本金</b>	7,000万円	<b>従業員数</b>	35人

## 事業内容

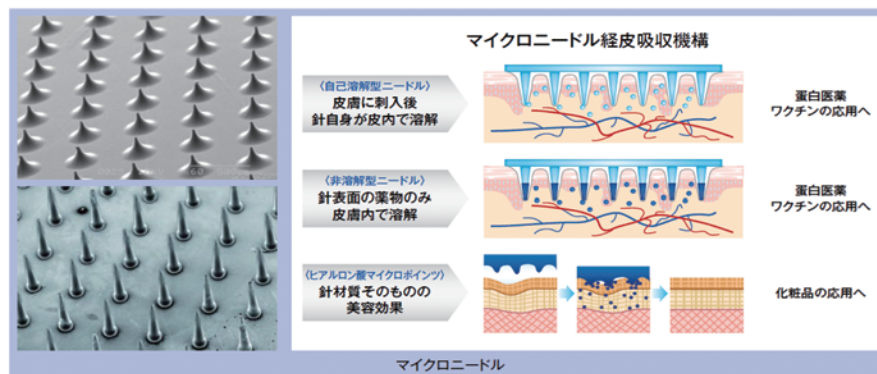
コスメディ製薬株式会社は、京都薬科大学にて経皮吸収関連基礎研究において培って来た皮膚と薬物経皮吸収に関する深度化された知見を基礎として、剤形設計研究・製剤開発研究に誠意取り組んでいる。その例として下記が挙げられる。

### 化粧品分野として、

ヒアルロン酸マイクロニードル技術・オイルゲル技術・経皮浸透性評価技術を基礎とした製品および開発を共同研究形式、ODM・OEM製造、試験受託を行っている。

### 医療機器分野として、

オイルゲル技術、皮膚用粘着剤技術を基礎とした製品および開発を共同研究形式、ODM/OEM製造、開発受託を行っている。



## 知的財産活用事例

大手化学メーカーの医薬研究所をスピンアウトし、京都薬科大学にて薬剤学の基礎研究を行った創業者が、その経験の中で培った企業や大学との連携を基に、経皮吸収型医薬品・化学品、医療用粘着剤材料、およびそれらの関連装置の事業化を行った。

これらの過程において、根幹となる技術の知的財産を出願、取得するとともに、当該知的財産を基に他社と連携した事業展開を実施。加えて、取得した知的財産を基とし、さらなる研究開発を行い、新たな知的財産の創出を行っている。このような知的財産の取組を行うことで、市場全体を知り、併せて周辺の事が見えてくるので、基本技術の周辺の技術を確実に押えながら、事業拡大を図っている。

## 知的財産の創出や活用に関する取組

自社製品ができ、市場に売り込んでから始めて、周辺の事が見えてくるものであり、研究開発型事業においては、基本特許だけでなく、周辺の技術も押えてはじめて、実践に活用できる。

コスメディ製薬株式会社では、実践に活用できる特許の取得を目指し、出願案件のほとんどを自社で対応し、弁理士の活用は出願案件のチェック、アドバイスというサブ的な内容となっている。

これは、「技術の肝は何で根幹は何か」ということを自社が一番よく知っており、基本技術、周辺技術を把握しながら開発を進めるためであり、研究開発型ベンチャー企業が他社と差別化を図れる要素であるので、知的財産の根幹の部分は外部に任せるのではなく、自社で対応すべきである。

## 起業を目指す人への知的財産に関するアドバイス

研究開発型の企業にとっては、「他社との連携」、「ライセンサー」、「ライセンシー」、「商談」、「自社技術を守る」ためにも、ベンチャー企業は資金繰りに余裕は無いものの、研究開発費同様、しっかり資金をかけて知的財産を取得することに取り組むべきである。それには、各種助成金の活用や外部人材の活用が効果的である。

自社技術の何が肝で何が根幹なのかを見極め、知的財産の取扱いを学び、精通していくことが大事である。